

## 1 社随意契約する理由

業 務 名	令和3年度 村急委第1号 花立地区地すべり観測業務委託
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (性質又は目的が競争入札に適さない)</p> <p>本業務は、村上市花立地内において、既存のボーリング孔を利用し、地下水位及び地盤の変状に係る観測及び調査、記録の整理とりまとめを行い、対策工法を検討するための基礎資料となる観測及び記録の取得を行う業務である。</p> <p>契約相手方は昨年度の実施業者であり、既設観測器に精通した業者である。また、観測と過年度データのとりまとめを一連の作業で実施する必要があり、引き続き契約相手先が実施することで安価で迅速な対応が期待できる。</p> <p>以上より、下記相手方と随意契約を結ぶものである。</p>
随意契約の相手方	新潟市中央区女池南二丁目4番17号 株式会社 村尾技建 代表取締役 村尾 治祐